

第3節 修学旅行の関連資料

① 通達類（文部省・運輸省）

① 修学旅行、遠足時における伝染病・集団中毒の防止について（通達）

昭和28年5月12日 文初保第260号
都道府県教育委員会、都道府県知事、国立大学
附属小・中・高校長、国立高等学校長あて
文部省初等中等教育局長、文部省大学学術局長

このことについては、従前から御留意されているところでありますが、今後もさらに修学旅行、遠足時に集団的に伝染病・食中毒が発生することが予想されますので重ねて下記により御指導下さるよう願います。

記

1 修学旅行、遠足時における危害として予想されるものには

- (1) 飲食物に伴う危害として
 - (a) 赤痢・腸チフス・パラチフス・泉熱・伝染性下痢症
 - (b) 食中毒（細菌性及び細菌性でないもの）
- (2) 交通事故、不慮の災害
- (3) その他

があげられるが、そのうち特に頻度の高いのは、赤痢であるので、特にその予防に留意すること。

2 旅行計画についての保健所への連絡

学校の最寄の保健所（衛生統計係）で利用しようとする旅館・弁当調製所が、それぞれ何処の保健所の所管であるかを調べ、旅行前に予め、それぞれの所管保健所長あてに別記様式に準じて往復葉書を出し、旅行地の伝染病の流行状況、利用する旅館・弁当調製所の能力、衛生状況など入手するとともに、所管保健所長に対し、旅館・弁当調製所の衛生監督を依頼する。もし最寄の保健所で所管のわからないときは、旅行先の都道府県の衛生部へ照会する。

また、照会の予裕のないときは、別記様式に準じ、往信の宛先のみを空白とした往復葉書（所管保健所が3か所と予想されるときは3枚）を封筒に入れ旅行先の都道府県衛生部へ依頼し、所管保健所へ廻送してもらう。

3 旅行前の準備

- (1) あらかじめ生徒代表、教職員、学校医、父兄代表、その他必要な者をもって学校保健委員会を開き、旅行、遠足についての計画並びに保健問題などについ

て協議すること。

- (2) なるべく養護教諭を参加させ、また学校医も参加するのが望ましい。
- (3) 旅館は収容能力に無理のない清潔なものを選ぶこと。
- (4) あらかじめ参加者（教師、児童・生徒等）全員の保健状態を調べ、下痢などで不適當な者は参加させないこと。
- (5) 必ず水筒をもたせること。
- (6) 旅行中に食物を買うことをなるべくさけるため、むしろ必要な菓子、果物類をもたせること。
- (7) 旅館の食事は、生物をさけ、熱を通したものを、また弁当の副食物は梅ぼし、味の強いつくだになど腐敗のおそれの少ないものを出すよう要求しておくこと。

弁当は、旅館で作ったものを携行するよりは、昼食の現場で入手するよう手配しておくほうがよい。

- (8) 旅館、休憩所にあらかじめ上水道の有無を確かめ、もし、上水道のないときは湯又は番茶を全員に供給しうよう依頼しておくこと。

4 旅行中の注意

- (1) 旅館・弁当調製所での食事、弁当は熱を通したものを食べるよう注意すること。弁当の携行のさいはなるべくむれないようにし、早目に食べること。
- (2) 水を飲む場合は、上水道であるか否かを確かめ、上水道でない水の飲用をさけ、湯又は番茶を供給さすこと。
- (3) 不潔と思われる間食をさけしめること。
- (4) 食前の手洗いを励行させること。
- (5) 教師は、児童・生徒の食事を試食し、異常を認めたとときは必要な処置をとること。
- (6) 毎朝児童・生徒の健康状態、特に下痢・腹痛・発熱・頭痛に注意し、異常を認めたとときには直ちに必要な処置をとること。
- (7) もし旅行中に中毒等の事件がおこった場合は、現地の保健所に連絡すること。

5 旅行後の措置

- (1) 赤痢の潜伏期は、2～8日間位（3日位で症状の現れる場合が多く、早い場合は36時間位で現れる。）であるから、旅行終了後の数日間の参加者の健康状態をとくにはあくするよう措置すること。

すなわち、生徒児童が帰宅後下痢等の異常をきたした場合は、たとえ、翌日が臨時休校であっても、直ちに学校へ報告させるよう解散前に伝えておく。

旅行後最初の登校日には欠席者数並びに欠席者率とその理由並びに出席者中の異常者を調べる。

- (2) これらによって異常者が多数認められたときは、直ちに学校医と相談の上、必要があれば、教育委員会、保健所へ連絡するとともに善後策をとること。

〔往 信〕

昭和 年 月 日

保健所長 殿

学校所在地

学校長

拝啓 本校では下記の計画で修学旅行をいたすことになりましたので、復信記載1、2、3の事項についての御回報を賜りたく、また、旅館・弁当調製所の食品衛生及び環境衛生についての御監督をおねがいたします。

記

- 1 旅行日程、旅館・弁当調製所
(その名称、所在地、宿泊日、食事利用の日時等)
- 2 参加人員
- 3 備 考

〔復 信〕

昭和 年 月 日

学校長 殿

保健所長

拝復 昭和 年 月 日付の御申請拝見しました。申請の 旅館・弁当調製所の食品衛生及び環境衛生については、できるだけの監督をいたします。御照会の件は下記の通りです。

記

- 1 旅行地における伝染病流行の状況
(どこで何がどの程度流行しているか。とくに気をつける必要があるか等)
- 2 旅 館
 - (1) 旅館の総合的にみた衛生状態及び収容能力はどうか。
 - (2) 旅館について食品衛生、環境衛生上特に注意すべき点があればどんなことか。
- 3 その他特に注意すべきことがあれば何か。

記入上の注意

イ. ロの二つの旅館に宿泊を予定し、イ旅館はA保健所、ロ旅館はB保健所の所管であるときは、A保健所へはイ旅館につき、B保健所へはロ旅館につき通信すること。

- ② 小学校、中学校および高等学校の修学旅行について (通達)

昭和28年7月10日 文初中第413号

(都道府県教育委員会 都道府県知事あて
文部省初等中等教育局長

小学校・中学校および高等学校の修学旅行に関する指

導については、かねてより御留意のこととを思うが、なお下記事項に関し、貴管下の諸学校に対して特段の指導を願いたく通達する。

なお、都道府県教育委員会にあつては、関係の地方教育委員会に伝達願いたい。

記

- 1 旅行中の事故については、最近、列車においてガラス破片の損傷で失明した高等学校生徒の例もあるので、学校として一そう周到なる計画と配慮をもってこれにあたるとともに、事故に対しては適切なる処置を誤らないように注意すること。
- 2 修学旅行の宿泊日程等については、既に貴委員会(貴職)において一定基準を設け指導されつつあることと思うが、最近、父兄の経済的負担過重や児童・生徒の過労等の事例が少なくないようである。また修学旅行がほとんど同じ時期に同じ地域に集中するため、宿舎や交通機関に無理の生ずる場合も多いように思われる。よって各学校においては、修学旅行計画の立案にあたり、これらに関し慎重適切なる考慮をなすこと。
- 3 旅行中の児童・生徒の行動については、ややもすれば放縦に流れ、平素のしつけをくずす例がみうけられる。よって旅行前における指導を十分に行うとともに、旅行中は修学旅行の教育的意義を全うするよう特に指導の厳正を期すること。
- 4 引率の教師は、児童・生徒の指導監督を厳正にするとともに、教師たるの責務に鑑み、自己の行動に深く注意を払うこと。 以上

- ③ 小学校・中学校および高等学校の修学旅行等について (通達)

昭和30年4月4日、文初中第165号

(都道府県教育委員会、都道府県知事、国立大学
附属小・中・高等学校、盲学校、ろう学校、国立
高等学校長あて

文部省初等中等教育局長、文部省大学学術局長)

このことについては、すでに昭和28年5月12日、文初保第260号「修学旅行、遠足時における伝染病、集団中毒の防止について」および昭和28年7月10日付文初中第413号「小学校、中学校および高等学校の修学旅行について」によって注意事項を示しました。

貴委員会(貴職)では、すでにこれらの通達の趣旨徹底について、じゅうぶん御配慮のことと思いますが、その後においても、修学旅行、遠足、夏季施設その他の校外施設の利用等に関して、種々な問題が起こっております。これらを見ると、教育関係者として、教育計画や指導上になお反省を要するものがあると思われます。

修学旅行等は、これを実施する場合は、学校教育計画の一環として行われるものでありますから、児童生徒の

第3章 修学旅行の実際と資料

安全をはかり、教育効果をあげるように、周到な配慮がめぐらされなくてはなりません。そこで特に下記の諸点について、遺漏なき指導をお願いします。

記

1 計画上の注意

- (1) 修学旅行等については、各学校の計画が近時はでになる傾向もみられるが、その教育目標を明確にし、簡素で実質的なものとする。
- (2) 旅行期間、距離、費用等に関しては、教育委員会等の示した基準にしたがい、なるべく多数の児童生徒が参加できるように取り計らうこと。
- (3) 旅行地の選定にあたっては、児童生徒の教育的効果を主眼とし、いたずらに遠隔地におもむき、あるいは教師や児童生徒の単なる好みによって決定することのないようにし、また遊園地等教育的に好ましくないような場所をさけること。
- (4) 父兄の経済的負担を考慮し、費用の節減をはかること。
この場合、児童生徒の小づかい銭の額はなるべく低く制限し、父兄の協力のもとにこの制限をみだすことのないようにすること。
- (5) 参加者の決定については、事前にひとりひとりの児童生徒の健康を調査し、異常を認める者は参加させないようにし、旅行期間中は、不参加者に対しても適当な指導を行うこと。
- (6) 旅行あっせん業者、旅館業者等の関係業者については、その信頼度についてじゅうぶんな調査を行った上でこれを利用し、かつ不明朗な関係をもたぬよう注意すること。

2 引率上の注意

- (1) 修学旅行は、生徒指導を徹底する好機会であるが旅行先においては、ややもすれば規律がみだれるから、引率教師は児童生徒を完全に掌握し、放縦に流れることのないよう統制ある行動をとらせること。
- (2) 引率教師の苦労は、ひととおりのものでないと思われるが、その行動は、平素学校にあるときよりも児童生徒にいったい大きな影響を与えるものであるから旅先の気やすさに態度をくずさず、行動をつつしむこと。
- (3) 児童生徒の自由行動を許す場合は、その行動範囲や集合時間等を明示し、なるべく単独行動をさけ、班別行動をとらせること。

3 事故防止上の注意

- (1) 児童生徒の安全を守り、健康を害することのないよう、あらかじめ学校保健委員会で検討するなど、あらゆる場合を想定して事前に対策をたてておくこと。

- (2) 旅行日程については無理のないように注意し、往復とも車中泊をすることなどをできるだけさけ、児童生徒の疲労防止につとめること。
- (3) 交通機関の選定にあたっては、安全を旨とし、乗車船の場合は、人員の掌握につとめ、定員を守り、車船中において危険な行動をしないよう注意すること。
- (4) 旅館に宿泊する場合は、出火等不慮の出来事の際の退避について考慮しておくこと。
- (5) 児童生徒が刃物などの危険物を携帯あるいは購入しないように注意すること。
- (6) 事故発生の場合は、すみやかに警察、医師その他関係方面に連絡し、適切な措置をすること。
- (7) 伝染病、集団中毒の防止については、昭和28年5月12日付文初保第260号によること。

ただし、保健所への事前連絡については、厚生省と協議の結果、今後次のように改めるので、これを励行すること。

学校長は旅行の2週間くらい前までに、利用しようとする旅館・弁当調製所の所在する都道府県衛生部長あてに、別紙様式に準じて往復はがきを出し、関係保健所長に旅館・弁当調製所の衛生監督を依頼しておくこと。

なお、利用する旅館・弁当調製所が2都道府県以上にわたるときは、それぞれの都道府県衛生部長あてに依頼すること。

(別紙様式)

(往 信)

昭和 年 月 日

都道府県衛生部長 殿

学校所在地

学校長

修学旅行の旅館等の衛生について(依頼)

本校では下記の計画で修学旅行をいたすことになりましたので、貴都道府県内における下記旅館・弁当調製所の食品衛生及び環境衛生について関係保健所においてよろしく手配下さるようお願い計らい方おねがいたします。

- 1 旅行日程、旅館・弁当調製所
(その名称、所在地、宿泊日、食事利用の日時等)
- 2 参加人員
- 3 備 考

(復 信)

昭和 年 月 日

学校長 殿

都道府県衛生部長

修学旅行の旅館等の衛生について（回答）

昭和 年 月 日付依頼の旅館・弁当調製所の食品衛生及び環境衛生については所轄の（ ）保健所へできるだけ監督をいたすよう連絡いたしました。

④ 修学旅行について（通知）

昭和30年5月16日 文初中第213号

（都道府県知事、附属学校をもつ国立大学長、国立高等学校長あて 文部事務次官通知）

今回、別紙写の通り、修学旅行について通達したので、貴職におかれても、この趣旨によってその適正な実施、特に児童・生徒の安全保持に遺憾のないよう特段の配慮を願います。

（昭和30年5月16日 文初中第213号

都道府県教育委員会あて 文部事務次官通達）

修学旅行について（通達）

今回、紫雲丸の惨事により、修学旅行中の生徒、児童に多数の死傷者を出し、また相ついで岩手県においてバス転落による修学旅行児童の遭難事件の発生したことは、まことに遺憾に堪えない。

小学校、中学校および高等学校の修学旅行等については、去る4月4日付文初中第165号をもって、適切な実施を図るよう通達したところであり、貴委員会においては、各学校に対する指導について努力せられていることと思うが、この際特に下記事項について、さらに十分な措置を施し、事故の絶滅を期せられたい。

記

1 さきの通達の趣旨を十分に徹底せしめ各学校の旅行計画の樹立に当って通達中の諸注意事項が確実に守られるよう指導すること。

2 学校が修学旅行を実施する場合は必ずその計画について、あらかじめ教育委員会の承認を得せしめ、教育委員会はその際、計画の細部に互り、日程、行先地、利用する交通機関等が、特に児童・生徒の安全と健康の保持上無理がなく適切であるかにつき十分な検討を行って指導すること。

なお、現に計画中の修学旅行について、この際、至急再検討を行うこと。

3 交通機関の選定に当っては、安全を旨とし、細心の注意を払うこと。

なお、船車中における安全の保持並びに非常の場合の措置については、引率教師に十分な用意をなさしめ、児童・生徒に対しても事前に具体的な指導を行っておくこと。

⑤ 小学校・中学校および高等学校の修学旅行について（通達）

昭和30年9月13日 文初中第372号

（都道府県教育委員会、都道府県知事、附属学校をもつ大学長、国立高等学校長あて 文部事務次官通達）

このことについては、これまで数回にわたって通達してきたが、今回修学旅行協議会の協議結果に基き、従来の諸通達において注意した諸事項のほか特に留意すべき点を下記事項にまとめ、重ねて通達する。

貴委員会（貴職）においては、従来の諸通達に加え今回の通達の趣旨により、管内諸学校の修学旅行が適正かつ安全に実施されるよう格段の配慮を願いたい。

なお、参考までに修学旅行協議会の協議結果（別紙）を添付する。

記

1 上級学校では、下級学校で実施ずみの目的地をさけようとして、より遠隔地を選び、そのため日程や費用に無理を生ずる向もあるので、教育委員会は同一地域内の小学校、中学校、高等学校の修学旅行計画を調整し、各学校段階に应ずる系統的な計画の樹立に努めること。

2 小学校においては、宿泊を要する修学旅行は原則として行わないこと。

3 現在多客期（特に5月、9月、10月）に修学旅行件数の65%が集中しているため、種々の支障を生じていることにかんがみ、教育委員会は、管下諸学校の旅行計画がこの時期に集中することのないように指導すること。

4 教育委員会は、地区内諸学校の修学旅行の目的地、経路、日程等の適正化を図るため、それぞれの学校段階に应じていくつかのモデル・コースを設定するように努めること。

5 修学旅行を受け入れる地区の教育委員会は、関係の機関・団体と協力してその地区内において適当と思われる見学場所や見学の順序等を示し、また宿舎や交通機関等の受け入れ態勢を整備するように努めること。

6 校長またはそれに代わる責任者が必ず引率責任者となり、できれば学校医または養護教員が加わること。

7 引率教師の事務分担や児童生徒の班別、係分担等を明らかにし、秩序ある行動をとるとともに、引率教師はあらゆる場合において人員を確実に掌握していること。

8 引率教師は、旅行中の児童生徒の行動について監督を厳にし、必ず食事やすい眠をとるとともに、旅行中の飲酒は厳につつしむこと。

9 児童生徒の服装や所持品の新調をいましめ、華美をさけ簡素を旨とすること。また旅行中の行動を活動的にするため、ボストン・バッグなどよりリュック・

第3章 修学旅行の実際と資料

サック、肩掛かばんなどを用いること。

10 平素の安全教育を徹底し、修学旅行の際に起こりやすい事故防止に細心の注意を払うこと。このため、次の諸点について特に注意すること。

(1) 朝あまり早く出発したり、夜行列車をたびたび利用したりすることは、児童生徒を疲労させ、事故の原因となるから、定められた日程の基準の範囲内で無理な計画をたてないこと。

(2) 学校は、事故防止の見地からしても、いたずらに新コースを求めず、従来の経験をじゅうぶんに生かすことのできるような旅行計画をたてること。

(3) バスを利用する場合は、長時間にわたる乗車をさげ、定員乗車を励行し、またバスの契約に当っては運転手の技倆・経験等に注意すること。

11 教育委員会は、修学旅行に関する指導の事務分掌を明らかにし、指導力を充実すること。

(別紙)

修学旅行協議会の協議結果（昭和30年6月29日）

A 修学旅行の教育的意義をどう考えたらよいか。

(1) 最近、紫雲丸事件をはじめとして各種の事件が相ついで起ったため一部には修学旅行に対し危ぐの念をいだき、また否定的な気分をもつものがある。しかしながら、修学旅行は、用意周到に行われるときは、その教育的意義はきわめて大きいものであるから、いたずらにい縮することなく、安全のための万全の策を講じ、教育効果を高めるように実施すべきである。

(2) 修学旅行の教育的意義については、

(イ) 国民教育的見地から国の文化中心地または重要地を見聞する経験をもたせること。

(ロ) 教科学習を直接経験によって拡充すること。

(ハ) 旅行を通じて保健衛生、集団行動、安全教育など心身の訓練を行うこと。

(ニ) 学校生活の印象を豊かにすること。

等が考えられる。

さらに常識的にいうと、学友師弟がいっしょに寝泊りすることによって、学校生活の思い出を豊かにすることにもなる。

(3) 修学旅行は、このように意義を重視すべきであるが、文部省が、これを「学習指導要領」の中で、学校が必ず実施すべき教育活動であると規定することはよろしくない。

しかし、学校が修学旅行等を実施する場合は、教育計画の一環として教育効果があるように、文部省として十分に指導を行うべきである。

B 修学旅行の計画と実施を適正にするには、どうしたらよいか。

(1) 計画立案について

(イ) 行先地の衛生状態調査依頼と、保健所による衛生監視については、いっそう徹底する必要がある。

(ロ) 出発直前に身体検査を励行し、異常者は参加せしめないようにすべきである。

(ハ) ほとんどの都道府県教育委員会が日程の基準を設けているが、学校はその範囲内において日（時間）数をフルに使おうとして、早朝に出発したり夜行列車をたびたび利用するなど、無理をすることがあるが、欲ばらず、生徒の疲労防止と安全の確保につとめるべきである。

(ニ) 行先地の選定にあたっては、大都市の過度の消費面を見せるより生産面を見せるようにする必要がある。

(ホ) 旅行前の教師による実地踏査は、効果が多いが、経費の点等から、必ず行うべきであるとはいえない。むしろ学校はいたずらに毎年新コースを求めず、従来の経験を生かして計画し、教育委員会においても十分な資料を提供するようにすることが望ましい。

ただし、新コースをとった場合や小学校低学年の遠足等の場合は、実地踏査が必要であるという意見があった。

(ヘ) 観光バスは、普通定路線を走らず、運転手の経験の少ない新しい路線を運転することが多いから危険を伴いやすい。従って、教師は運転手の技量、経歴は勿論、車体の整備状況についてよく調べ、安全度を確認しておかなければならない。

また、所持している以上の台数を契約したり、当日契約だけの車輛数を揃えない業者があった事例もあるから会社の信用についても十分に調査を行うと共に契約に当ってはそれ等の点につき徹底するまで念をおしておく必要がある。

(ト) 旅館や乗物等の調査は、教育委員会相互に依頼し、協力して行う必要がある。

(チ) 旅行あっせん業者にまかせきりにせず、計画から実施の細部にいたるまで、学校は主体性をもって行うこと。

旅行あっせん業者、旅館業者等の関係についてはその信頼度について、じゅうぶん調査した上で利用することが必要である。

業者を利用するにあたっては学校はこれと不明朗な関係をもたぬように注意しなければならない。

(2) 小学校・中学校・高等学校の全体を通ずる旅行件数・旅行範囲について

(イ) 小学校では、宿泊を要する計画は心身の発達からして望ましくない。原則として小学校では、宿

泊を要する旅行はやめるべきである。

- (ロ) 中学校・高等学校間においては、宿泊を要する修学旅行は原則として在学中一回とし、最上学年あるいはその前学年とすることが望ましい。

- (3) 小学校・中学校・高等学校間の旅行計画の調整について

- (イ) 修学旅行は、小学校と中学校とは、義務教育9か年を一貫としたものとして計画実施すべきである。

高等学校では、各課程によって、それぞれ異った特色や目的を持っているのであるから、目的地、時期、方法等に巾を持たせ、学校の教育計画に従って自主的に行わせるべきである。

- (ロ) 下級の学校ですでに旅行ずみの地点をさけようとして、上級の学校ではより遠隔の地に旅行する傾向があり、そのため日程や費用が多くなる。これを合理化するためには、同一地域内にある小・中・高等学校間の連絡を密にし、それぞれの旅行計画を調整し、一貫した系統的プランを樹立することが望ましい。

- (ハ) そのためには、その地域の教育委員会等が中心となって、学校段階に応じて適当なモデル・コースを設定することが適当である。その際、例えば、工場、新聞社、博物館等の如き教育的効果のある所を選ぶようにつとめること。

- (4) 旅行団の規模について

- (イ) 引率者と児童生徒との比率は、統計上から大体十分と思われるものが多いが、(中学校では15～24名につき、高等学校では25～34名につき教師1人の場合が最も多い。)引率者の構成には注意を要する。

校長または教頭のような責任者、校医または養護教諭等をふくめ、女生徒がいる場合は女子教員をつける等の注意が必要である。

- (ロ) 保護者が付添うことは弊害も考えられるので原則としてやめるべきであるという意見が多かった。

ただし、技術的専門的な面でP T Aの代表が付添い、教師を援助することはよからうという意見もあった。

- (ハ) 旅行団の人数が多すぎると、見学も十分行われないので、適当な人数の分団をつくり、各分団ごとに日程を若干ずらせてやると効果があがるという意見もあった。

- (5) 輸送について

ピーク時の輸送や宿泊の混雑をさけるためには、思いきった調節が必要である。(このために関係官庁間においてさらに具体策につき協議することと

なった。)

- (6) 費用について

- (イ) 費用全体の軽減をはかり、はでにならないようにする必要がある。

このため被服や所持品の新調をやめるように指導し、貧困児に対する経費補助を強化するようにしたい。

- (ロ) こずかい銭は、学校のきめた額を守るようにP T A等も協力をすべきである。

- (ハ) 宿泊代・弁当代・交通費などの単価を安くすることにのみ意を用い、社会的な常識を無視して単価を切り下げると思わぬ事態を招くことがある。実質的に無理のない契約をするように注意したい。

- (7) 実施上の注意

- (イ) 戦後、教師の指導力に欠ける点があったことは反省すべきである。旅行中であるからといって甘い態度をとるようなことなく、生徒指導を十分しなければならない。

- (ロ) 教師は生徒の人員、氏名等を確実にあくしていなければならない。

- (ハ) 食事や睡眠の際など、教師は必ず生徒といっしょにすべきである。特に旅行中の飲酒は厳禁しなければならない。

- (ニ) 所持品や服装は経済的でしかも安全を期するため、簡素で活動的なものとするのが望ましい。これについては、ポストン・バッグなどを持つよりも、両手が使えるようにリュック・サックを用いるように奨励すべきであるという意見があった。

- C 修学旅行の事故防止のために、どのような方策をとったらよいか。

教師に対する安全教育を徹底することと、平素から学校で非常訓練をさせたり、予想される事故に処する心得についての注意を徹底しておくことが必要である。

なお、水に関係ある事故が多いことにかんがみ、児童生徒に水泳ができるようにする必要があり、特に水難時の心得について指導を徹底しておくべきであるという意見があった。

- D 各方面の協力体制について

- (1) 修学旅行の受入地において、都道府県ごとに、教育、警察、保健衛生機関および接遇関係者が協力して受入態勢の確立につとめることが望ましい。

- (2) 政府の外廓団体として、公的な対策機関を設け、常時専心にその改善補導に当らせることが緊要である。

この機関は、教育、衛生、輸送等の方面の関係者を集め、総合的知識、能力をもつことが必要である。政府は、この機関に物心両面に相当な援助を与える

第3章 修学旅行の実際と資料

べきである。

- (3) 一般社会人の修学旅行に対する関心がじゅうぶんでない現状であるから、修学旅行に対する暖かい心づかいと建設的協力がなされるように、関係業者のみならず全国的に啓発的運動がなされる必要がある。
- (4) 教育委員会において、修学旅行の調査研究、指導および管理事務を担当する部課が現在明瞭でないから、この責任を明確にするとともに、指導力を充実する必要がある。

⑥ 修学旅行、遠足の実施について（通達）

昭和34年4月7日 文初中第206号

都道府県教育委員会教育長、都道府県知事、
国立高等学校長 附属学校をおく国立大学長あて
文部省初等中等教育局長

標記のことについては、修学旅行、遠足の時期をむかえ、従来にもましてその指導に留意しておられることと思えます。

文部省では、さきに「修学旅行の手びき」をはじめしばしば通達をもって、修学旅行、遠足の適正かつ安全な実施について留意すべき点を示してまいりましたが、これらの関係通達等を御参照の上、修学旅行、遠足の実施に万全を期し、その教育的効果をじゅうぶんあげられるよう格段の御努力をお願いします。

とくに最近における修学旅行、遠足の実態にかんがみ、下記事項について適切な指導をされるよう願います。

なお、貴管内の教育委員会および学校に対して、この通達の趣旨を徹底させ、遺憾のないよう御配慮願います。

記

- 1 修学旅行、遠足（以下単に「修学旅行」という。）は、さきに改訂された小学校学習指導要領および中学校学習指導要領により、教育課程における位置づけも明確にされたことでもあるので今後いっそう教育的配慮のもとに計画を立て、事前、事後の指導を徹底するなど、その教育的意義をじゅうぶん発揮できるようにすること。
- 2 従来経済的な理由によって修学旅行に参加できなかった児童・生徒についても、就学困難な児童及び生徒のための教科用図書の給与に対する国の補助に関する法律の一部を改正する法律（昭和34年3月26日法律第44号）により、国庫補助も行われこととなったので、これらの児童・生徒についても全員参加の実をあげるよう配慮すること。
- 3 旅行日程については、教育委員会の定める基準に従い、見学地を精選し、ゆとりをもった旅行ができるようにして、児童・生徒の疲労の軽減をはかること。
なお、往復とも車船泊するような無理な計画はさけること。

- 4 平素の安全教育を徹底して、修学旅行の際に起こりやすい事故の防止につとめるとともに、旅行中における事故の発生を未然に防止するように、交通機関関係者との協力をじゅうぶん保つようにすること。
- 5 修学旅行時における児童・生徒の健康の管理を徹底し、とくに宿泊施設の衛生管理等について、保健所等との連絡をじゅうぶんにとること。
- 6 最近、児童・生徒の旅行中における非行が指摘されていることにかんがみ、旅行時においても児童・生徒が規律正しい行動をするように指導を徹底すること。
- 7 引率の教師は、教育者としてふさわしい行動をするよう、じゅうぶん自己の行動に注意をはらうこと。
なお、引率の教師には、適正な旅費が支給されるよう配慮すること。

⑦ バスによる修学旅行における事故の防止について（通知）

昭和36年6月3日 国初第37号

都道府県教育委員会、都道府県知事、附属学校
を置く国立大学長、国立高等学校長あて
文部省初等中等教育局長、大学学術局長

修学旅行における事故防止については、かねてから御指導いただいておりますが、このたび、運輸省自動車局長から、学童のバス旅行における事故防止に関し、別紙写しのとおり通知がありましたので、今後、この趣旨にそい、いっそう事故防止に努められるよう願います。

写（自動第331号）
昭和36年4月27日

運輸省自動車局長

文部省初等中等教育局長殿

学童のバス旅行における事故防止に関し協力方依頼について

自動車事故防止については、自動車運送事業者及び関係団体に対し、従来から事故警報を発する等して事故防止対策についての指導を行なうとともに注意を喚起し、また事業者に対しては事業監査を行なって監督し、特に悪質な事故を発生した事業者については、必要に応じて事業改善命令または車両の使用停止等の行政処分を行なう等事故防止について種々対策を講じているところであり、それにもかかわらず御承知のとおり最近東京都内においてバスによる修学旅行の際、学童が死亡する痛ましい事故が発生し、誠に遺憾にたえません。

当局では再び全国の陸運局長に対し、別添のように通達を発するとともに、事故防止対策に万全を期すよう関係団体を指導したところであります。

貴局におかれましても、学童の旅行に対する注意、保護方法等については種々指導をしておられることと存じますが、事故の防止については乗客の協力を必要といた

しますので、乗客が学童である特殊性に鑑み特に下記事項について学校当局に対し御指導下さいますよう御協力方依頼いたします。

記

- 1 旅行経路の選定に際しては、事前に観光バス会社の責任者と十分な打合せを励行し、安全についての確認をすること。
- 2 非常口の位置及びその取扱い方法を予め確認し、万一転落、火災等の事故を起こした際は、学童の避難、救助等を容易にさせる配慮をすること。
- 3 狭い道路および交通の激しい道路を通行する際には適宜窓を閉め、学童があやまって顔や手を出さぬよう配慮をすること。
- 4 車内の秩序維持をはかるため、特に監督者の乗車配置位置について配慮をすること。

⑧ 小学校における大都市への遠足（修学旅行）の抑制について（通知）

昭和37年5月10日、文初中第227号
 都道府県教育委員会教育長あて
 文部省初等中等教育局長通知

小学校の遠足（修学旅行）の計画実施については、かねてから種々ご配慮を煩わしているところではありますが、最近東京その他大都市における交通事情は、交通規則の実施など各方面の努力にもかかわらず、いよいよ深刻化して交通事故が頻発し、まことに憂うべき状態にあります。

このような実情にかんがみ、小学校の遠足（修学旅行）については、児童の交通安全の保持、都会の雑踏の児童にあたえる影響や中学校において大都市等へ修学旅行を実施する機会もあることなどの事情を考慮し、目的地の選定にあたっては、極力大都市を避け、無理のない日程により、安全にして健康的な見学地を選んで、これを実施するよう管下の市町村教育委員会、学校に対してじゅうぶんご指導くださるよう願います。

⑨ 修学旅行における事故防止について（通知）

（昭和43年6月10日、文初中第338号）

標記のことについては、別記のとおり繰り返し通達しているところであり、貴職におかれても、各学校に対する指導に努力しておられることと思いますが、最近の交通機関、道路等の発達に伴って事故が多発し、被害も大きくなってきている実情にかんがみ、とくに修学旅行等における事故防止につき各学校においてじゅうぶんな配慮がなされるよういっそうの御指導を願います。

なお、このたび運輸省自動車局長および観光局長からバスによる修学旅行の事故防止に関して別紙写しのとおり協力依頼がありましたので、この趣旨の周知についてよろしくお取り計らいくださるようあわせてお願いしま

す。

おって、修学旅行の一般的事項に関しては、文部省においてその実態を調査中ではありますが、教育課程審議会の審議や都道府県教育長協議会の意見等も勘案のうえ、さらに慎重に検討し、別途お知らせする予定です。

別記

修学旅行等における事故防止関係通達件名

- 小学校、中学校および高等学校の修学旅行について（昭和28年7月10日付け、文初中第413号文部省初等中等教育局長通達）
- 小学校、中学校および高等学校の修学旅行等について（昭和30年4月4日付け、文初中第165号文部省初等中等教育局長、大学学術局長通達）
- 修学旅行について（昭和30年5月16日付け、文初中第213号文部事務次官通達）
- 小学校、中学校および高等学校の修学旅行について（昭和30年9月13日付け、文初中第372号文部事務次官通達）
- 修学旅行、遠足の実施について（昭和34年4月7日付け、文初中第206号文部省初等中等教育局長通達）
- バスによる修学旅行における事故の防止について（昭和36年6月3日付け、国初第37号文部省初等中等教育局長、大学学術局長通知）
- 小学校における大都市への遠足（修学旅行）の抑制について（昭和37年5月10日付け、文初中第227号文部省初等中等教育局長通知）

別紙写（省略）

⑩ 小学校・中学校、高等学校等の遠足・修学旅行について（通達）

昭和43年10月2日 文初中第450号
 都道府県教育委員会あて
 文部省初等中等教育局長通達

標記のことについてはくり返し通達してきたところであり、最近においては、特に、その事故防止について昭和43年6月10日付、文初中第338号をもって通知したところでもあります。

貴委員会におかれても、すでにこれらの趣旨の徹底についてじゅうぶん御配慮のことと思いますが、このたび、遠足・修学旅行の計画と実施に関し、特に留意すべき事項を下記のとおりまとめました。

については、貴委員会におかれては、この趣旨を御了知のうえ、各学校における遠足・修学旅行が適切に運営され、特に事故の絶無が期せられるよう管下の市町村教育委員会および学校に対し、いっそうの御指導をお願いします。

また、盲学校、聾学校および養護学校ならびに小学校、中学校の特殊学級における遠足・修学旅行については、

第3章 修学旅行の実際と資料

児童生徒の心身の障害の種類や程度に応じ、特別な配慮がなされるよう御指導かたあわせてお願いします。

なお、貴委員会において作成している遠足・修学旅行の基準等についても再検討され、必要に応じその改善を図られるよう御配慮願います。

記

I 遠足・修学旅行の計画と実施

1 遠足・修学旅行は学校の教育課程上「学校行事等」に位置づけられる教育活動であるので、小学校、中学校および高等学校の学習指導要領、学校行事等指導書等に示すところにより、そのねらいを明確にし、その内容をじゅうぶん吟味して教育的効果を高めるようにすること。

2 学校における教育活動は、一般にその教育の場が学校内に限定されているが、遠足・修学旅行は学校外に教育の場を求めて行われる活動であるので、学校内で得がたい学習を行なう機会として有効に活動するようその計画と実施にあたって学校の創意と教育的識見をじゅうぶんに生かし、いわゆる物見遊山や観光旅行に終わらせることのないようにすること。

3 学校において、遠足・修学旅行を計画、実施するにあたっては、特に次の事項に留意すること。

(1) 原則としてすべての児童生徒が参加できるように計画すること。なお、参加できない児童生徒がある場合には、その指導についても遺憾のないよう配慮すること。

(2) 参加人員の多い場合は、できるだけ大集団の行動を避け、適当な人数の集団に分けるなどの方法を取り、指導の効果を高めるとともに、事故の絶無を期すること。

(3) 目的地や見学先を精選し、ゆとりのある計画をたて、児童生徒の疲労の軽減を図るとともに、教育的効果を高めるようにすること。

なお、小学校にあっては、宿泊を伴う計画のある場合にも車船中泊を避け、中学校、高等学校にあっては、往復とも車船中泊をすることはできるだけ避けること。

(4) 引率教職員の数は、必要にしてじゅうぶんなものとするとともに、引率責任者を明確にするなど、その指導組織や事務分担を明らかにし、常に児童生徒を掌握し、秩序ある行動と安全が保てるように配慮すること。

(5) 引率責任者は、計画作成の中心となり、また、その実施にあたっては、的確に状況を判断し、予期しない事情の変化に際しては、日程、経路、目的地を変更する等臨機応変の措置をとること。

(6) 引率教職員の修学旅行中における勤務について

は、勤務時間の割り振りを適切にするなど慎重な配慮をすること。

(7) 引率教職員が、みずからの責務を自覚し、自己の行動を厳に慎むようにすること。

(8) できるだけ簡素で実質的な計画をたて、実施に必要な経費をなるべく低廉にすること。

また、児童生徒の所持金、服装、携行品などについても保護者の負担の軽減に努め、このことについて保護者の協力を得るようにすること。

なお、経費の徴収については、一時に過重な負担にならないよう、計画的に積立貯金をさせるなどの方法をくふうするとともに、金銭の保管等について遺漏のないよう注意すること。

(9) 関係業者を利用する場合には、業者にまかせきりにすることなく、学校が主体性をもって計画、実施にあたること。また、関係業者については信用度等をじゅうぶん調査したうえで利用し、また、これと不明朗な関係をもつことのないよう厳に注意すること。

(10) 実施後、参加教職員を中心として、細部にわたりその評価・反省を行ない、次回以降の計画や実施に役だてるようにすること。

4 実施中および事前事後の指導について、特に次の事項に留意してその徹底を図ること。

(1) 遠足・修学旅行の実施のねらいや指導内容をできるだけ平常における各教科等の指導に関連づけること。

(2) 自然保護や文化財尊重の態度を育成すること。

(3) 集団の秩序を乱したり、他の人の迷惑になる行動をすることのないように指導すること。

また、集団行動や共同生活の体験をとおして望ましい態度や習慣を身につけること。

(4) 事後指導として、実施中における学習や行動について、児童生徒に自己評価させる機会を設け、実施の成果をじゅうぶん生かすようにすること。

5 教育委員会は、所管の学校が作成した計画について、その日程、目的地、見学先、経路、交通機関等をじゅうぶん検討し、特に、児童生徒の安全と健康のうえで無理がなく適切なものとなるよう指導すること。

II 遠足・修学旅行における事故防止

遠足・修学旅行における事故の絶無を期するため、特に、次の事項に留意すること。

1 全般的事項

(1) 平常から道德教育や生徒指導の充実に努め、特に事前の安全指導の徹底を図ること。

(2) 経路、交通機関等について、事前にじゅうぶん

調査し、検討しておくこと。

特に、新しい経路や交通機関を選ぶ場合には、細心の注意を払い、より入念に検討すること。

- (3) 宿泊施設の選定にあたっては、その周辺的环境について、教育的にじゅうぶん検討するとともに、安全、保健衛生についても特に配慮すること。

また、宿泊施設の状況、特に非常口や危険個所などを調査し、適切な措置をとり、万一の災害に備え、退避、救助等について配慮しておくこと。

- (4) 気象状況等にじゅうぶん注意し、天候その他の異変の際は、予定を変更するなど、臨機応変の措置をとること。

- (5) 万一、事故が発生した場合には、すみやかに医療機関その他の関係方面に連絡をとるなど、適切な措置をとること。

2 交通事故に関する事項

- (1) 車船を利用する場合は、安全を旨とし、定員を守り、車船中における秩序の維持に努め、整然と乗下車船させ、その前後における人数の確認を徹底すること。

また、車船中の万一の事故に備えて避難の方法を検討し、これを児童生徒に周知徹底しておくこと。

- (2) バスを夜間あるいは早朝に利用したり、長時間にわたり継続乗車することは避けること。

- (3) 利用する交通機関の関係責任者と事前に連絡をとり、じゅうぶんな打ち合わせを行い、特に、安全について確認すること。また、バスの契約にあたっては、運転手の技倆、経験等に注意すること。

3 保健衛生に関する事項

- (1) 事前にひとりひとりの児童生徒の健康状態を調べ、遠足・修学旅行に参加することが困難と認められる児童生徒については、特別の配慮をすること。

- (2) 関係の保健所との連絡をとり、目的地等の衛生状態の調査や衛生監視について協力を求めること。

- (3) 実施中の健康管理を徹底するため、なるべく養護教員または学校医を参加させること。

- (4) 実施中、常に児童生徒の健康状態に注意するとともに、食物や飲料水についても、細心の注意を払うこと。特に、食中毒等の起こりやすい時期の健康の管理については特別の配慮をすること。

また、実施後の児童生徒の健康状態についてもじゅうぶん注意し、必要な措置を行なうこと。

4 非行等に関する事項

- (1) 平常から、ひとりひとりの児童生徒の理解を深め、その指導に努めるとともに、実施中において

児童生徒が非行を犯したり、被害を受けたりすることのないよう注意すること。

- (2) 児童生徒の掌握をいっそう徹底し、自由行動中においても規律を守らせ、放じゅうに流れることのないよう指導し、特に、飲酒、喫煙、不純異性交遊等の非行におちいることのないよう厳に注意すること。

- (3) 所持品の整理整頓を励行させ、紛失や盗難等の事故がおこらないように注意すること。

(備考)

以上のほか、事故防止については、昭和28年7月10日付け文初中第413号、昭和30年9月13日付け文初中第372号および昭和36年6月3日付け国初第37号を、また、特に保健衛生については、昭和28年5月12日付け文初保第260号および昭和30年4月4日付け文初中第165号を参照して遺漏のないようにすること。

⑪ 児童・生徒の修学旅行における事故防止について

昭和45年3月31日 文初中第209号 (通達)

(都道府県教育委員会教育長あて
文部省初等中等教育局長通達)

小学校、中学校、高等学校の遠足・修学旅行等における事故防止については、かねてから通達してきたところでありますが、先般来、万国博覧会会場においては、いくつかの事故が発生していることなどにもかんがみ、格段の配慮の必要が痛感されます。

については、遠足・修学旅行等の際における事故の発生によって、児童・生徒の楽しい夢がこわされ、その教育的意義が失われることのないよう、重ねて各学校に対して指導の徹底方お願いします。

⑫ 小学校・中学校及び高等学校の修学旅行等における集団中毒の防止にかかる都道府県衛生部長への依頼について (通知)

昭和53年11月29日 文初中第334号

(都道府県・指定都市教育委員会教育長
都道府県知事・附属学校を置く国立大学長あて
文部省初等中等教育局長・大学局長通知)

このことについては、昭和30年4月4日付け文初中第165号の通達の記の3の(7)により実施してきましたが、厚生省と協議の結果、今後は次のように取扱うこととしましたので御承知ください。

- 1 上記通達の別紙様式中都道府県衛生部長から学校長に対する回答(復信)は廃止する。

ただし、学校長から都道府県衛生部長への依頼は従来どおりとする。

なお、指定都市にあつては、学校長からの依頼は、指定都市衛生主管局長に対して行うこととする。

- 2 学校長から都道府県(市)衛生主管部(局)長あ

第3章 修学旅行の実際と資料

での依頼は、少なくとも旅行の1か月前までに確実に到着するよう行うこと。

- 3 利用する日時、旅館・弁当調製所等の予定を変更したときは、ただちに学校長から都道府県（市）衛生主管部（局）長あてにその旨連絡すること。

⑬ 修学旅行の際における旅館・ホテルの宿泊に伴う防火安全について（通知）

昭和57年5月25日 文初中第36号

各都道府県教育委員会事務局指導事務主管部課長

あて 文部省初等中等教育局中学校教育課長通知

標記のことに関する指導については、かねてから種々御配慮いただいているところではありますが、ホテルニュージャパン火災事故の発生にかんがみ、このたび、関係省庁で構成する「旅館ホテル防火安全対策連絡協議会」において別添の「旅館、ホテルの防火安全対策の推進に関する申合わせ事項」が決定されました。

ついては、この趣旨を御了知の上、児童生徒の修学旅行の際における旅館・ホテルの宿泊に伴う防火安全について、管下の市町村教育委員会及び学校に対し、一層の指導の徹底をお願いします。

なお、昭和56年1月24日付け「旅館ホテル防火安全対策連絡協議会における了解事項」（各省庁共管の3）に基づく関係行政機関の連絡協議会については、適切な御配慮をお願いします。

別添

旅館、ホテルの防火安全対策の推進に関する申合わせ事項

昭和57年5月20日

旅館ホテル防火安全対策連絡協議会

ホテルニュージャパン火災事故にかんがみ、関係省庁で構成する「旅館ホテル防火安全対策連絡協議会」において、昭和56年1月24日決定の「旅館ホテル防火安全対策連絡協議会における了解事項」の一層の徹底強化を図るほか、新たに、下記のとおり旅館、ホテルの防火安全対策の推進を図ることを申し合わせた。

また、この際、関係省庁間の連絡協調を一層密にするため、「旅館ホテル防火安全対策連絡協議会」の組織の拡充強化を図ることとした。

記

消 防 庁

- 1 防火基準適合表示制度の推進を図るとともに、防火安全に係る不備事項の是正について「旅館、ホテル等における防火安全上の不備事項緊急是正要綱（昭和57年4月8日付け消防予第70号通知）」に基づき、消防機関の是正指導及び法的措置の徹底を図る。

また、初期消火のためのスプリンクラー設備及び屋内消火栓設備に対する日本開発銀行等からの特別融資

制度の活用について周知を図るとともに、地方公共団体における消防用設備等の改善に対する融資制度等の充実強化について指導する。

- 2 夜間における防火管理のあり方について「防火管理体制研究委員会」において、早急に検討する。

また、避難訓練の実施指導等を通じ、従業員等に対する防災教育等の徹底を図る。

- 3 春、秋の全国火災予防運動など、あらゆる機会をとらえて、旅館、ホテル等に対し、防災寝具類の使用及び自衛消防隊に係る空気呼吸器等の設置の普及を図る。
- 4 外国人宿泊客が多いホテル等における絵文字表示の誘導灯及び誘導標識の設置を促進し、外国人宿泊客の安全避難の確保を図る。
- 5 消防法令に基づき消防用設備等が設置され、維持管理が適切に行われている場合には、火災保険料の割引が適用できるよう、関係機関と協議検討する。
- 6 自動火災報知設備の「非火災報」対策について、「防火管理体制研究委員会」において、早急に検討する。

建 設 省

- 1 旅館、ホテル等の避難経路にあたる廊下、通路についての内装の不燃化を促進するよう適切な指導を行う。
- 2 建築士による適正な工事監理の励行を指導するとともに、建築部局による中間検査の充実を図る。

厚 生 省

- 1 旅館、ホテルで災害が生じた場合に、被害者の救済が図られるよう、各地方公共団体及び全国旅館環境衛生同業組合連合会（以下「全旅連」という。）を通じて、旅館、ホテルの営業者に対し、旅館賠償責任保険制度等への加入促進について指導する。
- 2 環境衛生金融公庫の行う旅館、ホテルの消防用設備等の整備に対する特例貸付制度等について、旅館、ホテルの営業者に対し、一層の周知徹底を図るとともに、その活用について指導する。
- 3 旅館、ホテルを含む環境衛生関係営業者に対し、全国環境衛生営業指導センター等を通じて、従業員の防災教育の徹底について指導する。
- 4 各地方公共団体及び全旅連を通じて、防災寝具類の使用を進めるよう、旅館、ホテルの営業者を指導する。

運 輸 省

- 1 国際観光ホテル整備法に基づく登録旅館・ホテルで災害が生じた場合に、被害者の救済が図られるよう、「国際観光ホテル整備法防災問題検討委員会」において、その補償措置について検討する。
- 2 旅館、ホテルの防火管理体制、特に夜間の防火管理を円滑かつ適正に実施するため、従業員等に対する防災教育、訓練の徹底を図るよう、旅館・ホテルの営業

者に対し、所管宿泊業者団体を通じて指導する。

- 3 登録旅館・ホテルでの外国人宿泊客の安全避難が有効に行えるような措置が講じられるよう、「国際観光ホテル整備法防災問題検討委員会」において、その具体策を検討する。

警察庁

関係機関から消防法及び建築基準法等に基づく措置命令違反等の告発があった場合は、迅速、的確な事件処理を図る。

労働省

- 1 従業員を雇入れた時の安全衛生に関する教育訓練、教育訓練等にあたる安全管理担当者の選任、溶接作業時等の火気管理等について、引き続き旅館、ホテルの営業者に対し、集団指導等を推進する。
- 2 旅館、ホテルにおけるボイラーの火気管理の徹底を期するため、ボイラー室の管理、ボイラー取扱作業主任者の選任、定期自主検査の実施等の措置の徹底を図る。

文部省

児童、生徒の修学旅行の際における旅館、ホテルの宿泊に伴う防火安全については、平素から児童、生徒に対して安全に関する指導を徹底するとともに、修学旅行の実施に当たっては、防火安全に配慮して適切な措置をとるよう、今後とも指導する。

参考

旅館ホテル防火安全対策連絡協議会設置要綱

(目的)

- 1 旅館、ホテルにおける防火安全の確保を図るため、関係省庁で構成する「旅館ホテル防火安全対策連絡協議会(以下「協議会」という。)」を設置する。

(審議事項)

- 2 協議会は、次の事項について審議する。
- (1) 旅館、ホテルの防火安全に関する方針に関すること
- (2) 旅館、ホテルの防火安全に関する関係各省庁の連絡調整に関すること
- (3) 旅館、ホテルに係る関係団体との連絡調整に関すること
- (4) その他旅館、ホテルの防火安全の確保に関し必要な事項

(組織)

- 3 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

内閣官房内閣審議室長

警察庁保安部長

文部省初等中等教育局長

厚生省環境衛生局長

運輸省大臣官房観光部長

労働省労働基準局長

建設省住宅局長

消防庁次長

- 4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(座長)

- 5 協議会に座長を置く。

(協議会の開催)

- 6 協議会は、定期及び臨時に開催する。

(幹事会)

- 7 協議会に幹事会を置く。

- 8 幹事会は、座長の指示により、協議会の審議事項について調査研究を行うものとする。

- 9 幹事会は、次に掲げる幹事をもって組織する。

内閣官房内閣審議官

警察庁保安部公害課長

文部省初等中等教育局中学校教育課長

厚生省環境衛生局指導課長

運輸省大臣官房観光部整備課長

労働省労働基準局安全衛生部計画課長

建設省住宅局建築物防災対策室長

消防庁予防救急課長

- 10 幹事会に主査を置き、座長が指名する。

(庶務)

- 11 協議会の庶務は、消防庁予防救急課において処理する。

(施行期日)

- 12 この要綱は、昭和57年5月20日から施行する。

参考

旅館、ホテル防火安全対策連絡協議会における了解事項

(昭和56年1月24日 消防庁、建設省、厚生省、運輸省、警察庁、労働省、文部省)

栃木県川治プリンスホテル火災にかんがみ、旅館、ホテルにおける防火安全上とるべき措置について、関係省庁で構成する旅館ホテル防火安全対策連絡協議会を開催し、昭和43年12月5日決定の「旅館ホテル防火安全対策連絡協議会における了解事項」の再検討を行った結果、新たに下記のとおりとすることで結論を得た。

記

消防庁

- 1 旅館、ホテルの規模、構造及び収容人員等に応じた消防用設備等の適正な設置並びに定期点検の実施及びその報告の徹底を図るよう指導する。

- 2 旅館、ホテルに係る防火管理者の選任及び届出、実態に応じた消防計画の作成及び届出並びに定期的な避難訓練の実施及び消防機関に対する通報の徹底を図る

第3章 修学旅行の実際と資料

よう指導する。

- 3 旅館、ホテルの防火、避難施設等の適正な維持、保全を図るため、防火査察の強化、充実を指導するとともに、必要があるときは関係行政機関と連絡をとりながら措置命令、改善命令、使用停止命令等を行うよう指導する。
- 4 旅館、ホテルにおける消防用設備等の設置状況、防火管理の状況等について旅行関係者からの照会に適切に対応するよう指導する。
- 5 旅館、ホテルの従業員に対する防災教育等の実施について協力するよう指導する。

建設省

- 1 旅館、ホテルの新築、増築等に伴う確認及び完了検査を迅速かつ厳正に行うよう指導するとともに、建築基準法第12条に基づく定期報告を励行するよう指導の強化を図る。
- 2 旅館、ホテルの防火、避難施設等の適正な維持、保全を図るため、防災査察の強化、充実を指導するとともに、必要があるときは関係行政機関と連絡をとりながら、改善命令、使用禁止命令等を行うよう指導する。
- 3 旅館、ホテルの防災上の状況について、旅行関係者からの照会に適切に対応するよう指導する。

厚生省

- 1 旅館業法に基づく営業の許可に際しては、建築物の検査済証の写し及び当該建築物が消防法令に適合している旨の所轄消防機関の通知書（以下「検査済証の写し等」という。）の送付を受けるまでの間は、営業許可を差し控える。
- 2 旅館、ホテルの増改築に伴う旅館業法に基づく構造設備の概要の変更の届出に際しては、防火安全の観点から旅館業者に対して消防法令及び建築法令を遵守し、十分な措置を講ずるよう指導する。
- 3 旅館業者に対し、所管宿泊業団体を通じ、関係行政機関の協力を得て次の措置を講ずるよう指導する。
 - (1) 防災設備等を整備すること。
 - (2) 防火管理者の選任、消防計画の作成及び旅館、ホテル従業員等に対する避難訓練等の防災教育を実施すること。
 - (3) 老人、身体不自由者等の宿泊にあたっては、非常時において安全、確実、迅速な誘導が可能となるよう十分配慮すること。
 - (4) 宿泊客の到着後直ちに宿泊客に対し避難口、避難方法等を周知させること。
- 4 旅館業者に対し、防災設備等の整備に対する環境衛生金融公庫の融資の活用を指導する。
- 5 旅館業者に対し、緊急時における宿泊客の確認のため、宿泊者名簿の作成を徹底するよう指導する。

運輸省

- 1 国際観光ホテル整備法（以下「整備法」という。）に基づく登録に際しては、検査済証の写し等を添付させる。なお、検査済証の写し等の添付がない場合は、当該建築物に係る検査済証の写し等の提出がなされるまでの間は、登録を差し控える。
- 2 旅館、ホテルの増改築については、整備法に基づく届出を厳守させるとともに、防火安全の観点から消防法令及び建築法令を遵守し、十分な措置を講ずるよう指導する。なお、当該届出に際しては、検査済証の写し等を添付させる。
- 3 旅館、ホテルが消防法令及び建築法令に違反し、関係行政機関の改善指導又は措置命令等に従わない場合は、所管宿泊業団体が、自主的制裁措置をとるよう指導するとともに、当該旅館、ホテルの登録取消しを含む是正措置を講じる。
- 4 旅館業者に対し、所管宿泊業団体を通じ、次のことを指導する。
 - (1) 消防設備等を整備すること。
 - (2) 防火管理者の選任、消防計画の作成及び旅館、ホテル従業員等に対する避難訓練等の防災教育を実施すること。
 - (3) 老人、身体不自由者等の宿泊にあたっては、非常時において安全、確実、迅速な誘導が可能となるよう十分配慮すること。
 - (4) 宿泊客の到着後直ちに宿泊客に対し、避難口、避難方法等を周知させること。
- 5 旅行業者に対して、次のことを指導する。
 - (1) 旅館、ホテルと継続的な送客契約を締結する際は、当該建築物の防火、避難施設等の状況について事前に調査すること。
 - (2) 老人、身体不自由者等の団体旅行者については、事前にその旨を旅館業者に連絡すること。
 - (3) 添乗員は、団体旅行者が旅館、ホテルに到着後、旅館業者が直ちに非常時における避難方法等を周知させているかどうか確認すること。
 - (4) 団体旅行については、旅行者名、連絡先等を確実に把握しておくこと。
 - (5) あらかじめ定められている事故処理体制の徹底、事故時における避難誘導措置等についての添乗員教育の充実を図ること。

警察庁

風俗営業等取締法に規定する風俗営業の営業用の家屋等が、旅館業の施設である場合の許可に際しては、検査済証の写し等の有無を確認することとする。

労働省

火災発生時における応急措置及び避難に関する事項を

含めた安全衛生に関する教育訓練の徹底を図る。特に従業員を雇い入れた時の教育訓練の実施方について旅館業者に対して強く指導する。

文 部 省

児童・生徒の修学旅行の実施にあたっては、旅館、ホテルの宿泊に伴う防火安全について配慮するよう指導する。

各省庁共管

- 1 旅館業法、整備法、建築基準法、風俗営業等取締法及び消防法に基づく許可、登録、確認、届出、報告、検査等に際しては、当該事項について必要に応じて他の関係行政機関に通知するとともに、関係行政機関は、防火安全に関する不備事項について適切に対応する。
- 2 建築基準法及び消防法の規定に基づく立入検査の結果についての表示、公表の活用方法について検討する。
- 3 旅館、ホテル防火安全対策をさらに具体的、有効的に推進するため、各都道府県等において、関係行政機関の連絡調整の場を設ける。

14 修学旅行における安全確保の徹底について（通達）

昭和63年3月31日 文初高第139号

（各都道府県教育委員会教育長 各都道府県知事
附属学校を置く国立大学長あて
文部事務次官通達）

今回、海外を修学旅行中の生徒に多数の死傷者を出す事故が発生したことは、誠に遺憾に堪えない。

小学校、中学校、高等学校等における修学旅行については、かねてから、事故の絶無を期し、安全確保のために適切な措置が講ぜられるよう配慮願っているところであるが、この際、これまでの指導の在り方を見直し、安全確保の徹底につき特段の措置が必要であると考える。

については、特に下記の諸点について留意の上、修学旅行が安全でかつ有意義に実施されるよう特段の御配慮を願いたい。

おって、貴管下の市町村教育委員会及び学校に対しこの趣旨の徹底が図られるようよろしく取り計らい願いたい。

記

- 1 修学旅行は、平素と異なる生活環境の中にあって見聞を広げ、集団生活のきまりを守り、公衆道徳について望ましい体験を得ることなどを目的とする意義ある教育活動であるが、一方で、校外を集団で行動すること等に伴い、絶えず事故等の発生の余地をはらんだものであることを再確認する必要があること。

このため、学校においては、修学旅行の計画実施に当たり、その実施のねらい、教育的意義を明らかにするとともに、旅行経路、交通機関、現地の状況等についての事前の実地調査の実施、引率体制等の充実、万一の事故発生等緊急時の連絡体制・医療体制等の点検、

保護者の理解の徹底等、細心かつ周到な準備を整え、関係業者に過度に依存することなく主体性をもって修学旅行の安全確保につき万全を期すること。

- 2 学校の管理機関等においては、平素から、各学校に対して、修学旅行のもつ意義と留意点についての理解の徹底を図るとともに、各学校の修学旅行の計画実施が児童生徒の安全と健康の保持上無理なく適切なものであるかにつき、十分な実態の把握と必要な指導を行うこと。また、万一、事故等緊急の対応が必要な場合、すみやかな対応のとれる体制を整えること。
- 3 海外修学旅行は、外国への旅行を通じ、外国人との交流や、外国の文物に接する機会を得、国際理解を深めるなど、意義あるものであるが、我が国とは、環境や風俗・習慣、保健衛生、交通事情、通信連絡体制、医療体制等の異なる地への旅行であることから、学校及び学校の管理機関等においては、上記1及び2で示した安全確保のための留意事項に即した指導の徹底を図るとともに、日程や経費等についても無理のないものとなるよう特段の配慮が必要であること。さらにこれらについて保護者の十分な理解を得ることが必要であること。

このため、学校の管理機関等は、海外修学旅行について、事前の届出又は承認などにより必要な指導を行い、安全確保等につき、遺漏のないよう措置を講ずること。

15 海外修学旅行の安全確保について（通知）

平成元年2月9日 文初高第75号

（各都道府県教育委員会教育長、各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学長あて
文部省初等中等教育局長）

海外修学旅行における安全確保の徹底について昭和63年3月31日付け文初高第139号をもって通達したところでありますが、今般、事前の情報提供等について外務省との協議の結果、今後は下記のような取扱いが可能となりました。については、主体性をもって海外修学旅行の安全確保に万全を期するため、このような手続きを活用するなど、一層の御配慮をお願いいたします。

おって、貴管下の市町村教育委員会及び学校に対し周知徹底方をお願いいたします。

記

1 情報提供に関する依頼書の提出について

海外修学旅行の実施校が目的地の安全等に関する情報を事前に入手し、計画段階における準備の万全を期するとともに、万一事故が発生した場合の大使館等関係在外公館における迅速かつ適切な対応を可能とするため、事前に別添様式にかかる情報提供に関する依頼書を各都道府県教育委員会教育長、都道府県知事又は

第3章 修学旅行の実際と資料

国立大学長より、外務大臣官房領事移住部長あて提出することができること。

これにより、外務省より関係在外公館への事前の連絡が行われ、実施校は、必要な情報を可能な範囲で在外公館又は外務省より入手することが期待でき、また、必要に応じて旅行期間中に関係在外公館に連絡をとり新たな情報を入手することができる。加えて、関係在外公館が当該修学旅行について事前に基礎的な情報を入手していることになることから、万一事故が発生した場合にも、現地での情報収集をはじめとする諸活動や本邦への連絡がより円滑に行うことができる。

なお、この依頼書の提出後、実施校より外務大臣官房領事移住部領事第二課に連絡をとり、希望する情報の提供を求めることとなる。

2 計画段階での事前相談について

上記依頼書の提出の有無にかかわらず、外務大臣官房領事移住部領事第二課内「海外安全相談センター」に対し海外修学旅行の計画段階における事前相談を行うことができること。

(同センターの利用については、昨年9月の各都道府県教育委員会等指導事務主管部課長会議において、関係国の一般情報を含め、可能な範囲で必要な情報を得ることができる旨を紹介したところである。)

⑩ 修学旅行に係る旅行業務の取扱料金その他の明示について

昭和55年2月2日 官観業第76号
(社)日本旅行業協会会長あて
運輸省大臣官房観光部長通達

今般、旅行者による修学旅行の取扱いに関し、大きな社会問題となる事態が発生した。

このため、運輸省としては関係の旅行者等から、事情を聴取し、その実態の把握に努めたところによれば、修学旅行等の取扱いに際し、旅行業法に定める旅行者から収受する旅行業務の取扱料金その他がバス料金等の他の費目に含まれ、学校等の旅行の主催者に対し、旅行業務取扱料金等として明示あるいは説明が行われていない等の不適切な処理が慣行化されているという問題が判明した。

かかる事態は、旅行者の行う取引の公正を確保するうえにおいて極めて遺憾なことであるので、今後、修学旅行等の取扱いに際しては、下記の点を遵守徹底し、その適正化を図るよう貴協会会員に対し、強力に周知・指導されたい。

なお、今後かかる事態が発生した場合には、旅行業関係法令の定めるところにより厳しく対処する方針であるので、念の為申し添える。

記

1 学校等へ見積・精算書類を提出する際には、旅行業法第12条に定める旅行者から収受する旅行業務取扱料金について、適切な記載欄を設け、これに所定の額を明示することとし、これをバス料金等の他の費目に含まないこと。

なお、添乗費用及び印刷費、通信費等の雑費についても同様とする。

2 貸切バスの運賃・料金については、一般貸切旅客運送事業者は、今後契約時において旅行者等の利用者に対し運賃・料金の計算基礎を明示することとなったので、これをもとにその適正収受・支払に遺憾なきを期すること。

3 なお、既に見積書類を学校等に提出している修学旅行に関し、他の費目に旅行者からの旅行業務取扱料金その他が含まれているものがある場合には、その旨を学校等の主催者に対し事前に十分説明すること。

4 また、当然のことながら、旅行者とのトラブルの防止を図るため修学旅行等に関しても旅行業法第12条の4に規定する取引条件の説明及び同法12条の5に規定する旅行書面の交付については励行すること。

⑪ 旅行業法

(昭和46年5月10日 旅行斡旋業法を旅行業法に改正)
(昭和57年4月23日 旅行業法一部改正)

修学旅行関係分

(定義)

第2条 この法律で「旅行業」とは、報酬を得て、次に掲げる行為を行なう事業(もっぱら運送サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送サービスの提供について、代理して契約を締結する行為を行なうものを除く。)をいう。(以下略)

(登録)

第3条 旅行業を営もうとする者は、運輸大臣の行なう登録を受けなければならない。

(料金の提示)

第12条 一般旅行者又は国内旅行者は、事業の開始前に、旅行者から収受する旅行業務の取扱い料金(主催旅行に係るものを除く。)を定め、これをその営業所において旅行者に見やすいように掲示しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2 前項の料金は、運輸省令で定める基準に従って定められたものでなければならない。

3 旅行業代理店業者は、その営業所において、所属旅行者が第1項の規定により定めた料金を旅行者に見やすいように掲示しなければならない。

(旅行業約款)

第12条の2 一般旅行者又は国内旅行者は、旅行者と締結する旅行業務の取扱いに関する契約に関し、旅

行業約款を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。運輸省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除き、これを変更しようとするときも、同様とする。

2 運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、次の基準によってしなければならない。

- (1) 旅行者の正当な利益を害するおそれがないものであること。
- (2) 少なくとも旅行業務の取扱いの料金その他の旅行者との取引に係る金銭の收受及び払いもどしに関する事項並びに旅行者の責任に関する事項が明確に定められているものであること。

3 旅行者は、旅行業約款（旅行業代理店業者にあつては所属旅行者の旅行業約款、第14条の2第1項又は第2項の規定により他の一般旅行者又は国内旅行者を代理して主催旅行契約を締結することができる者にあつては当該他の一般旅行者又は国内旅行者の旅行業約款）をその営業所において、旅行者に見やすいように掲示し、又は旅行者が閲覧することができるように備え置かなければならない。

（標準旅行業約款）

第12条の3 運輸大臣が標準旅行業約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、一般旅行者又は国内旅行者が標準旅行業約款と同一の標準旅行業約款を定め、又は現に定めている旅行業約款を標準旅行業約款と同一のものに変更したときは、その旅行業約款については、前条第1項の規定による認可を受けたものとみなす。

（取引条件の説明）

第12条の4 旅行者は、旅行業務に関し旅行者と契約を締結しようとするときは、旅行者が依頼しようとする旅行業務の内容を確認した上、運輸省令で定めるところにより、その取引の条件について旅行者に説明しなければならない。

（書面の交付）

第12条の5 旅行者は、旅行に関するサービスの提供に関し、当事者の一方を代理して契約を締結し、当事者間を媒介して契約を成立させ、取次をし、又は自ら提供をする契約を締結したときは、運輸省令で定める場合を除き、遅滞なく、旅行者に対し、当該提供すべき旅行に関するサービスの内容その他運輸省令で定める事項を記載した書面又は当該旅行に関するサービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付しなければならない。

（外務員の証明書携帯等）

第12条の6 旅行者は、勧誘員、販売員、外交員その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、その役員又は使用人のうち、その営業所以外の場所でその

旅行者のために旅行業務について取引を行なう者（以下「外務員」という。）に、運輸省令で定める様式による証明書を携帯させなければ、その者を外務員としての業務に従事させてはならない。

2 外務員は、その業務を行なうときは、前項の証明書を提示しなければならない。

3 外務員は、その所属する旅行者に代わって、旅行者との旅行業務に関する取引についての一切の裁判外の行為を行なう権限を有するものとみなす。ただし、旅行者が悪意であったときは、この限りではない。

（禁止行為）

第13条 旅行者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 第12条第1項又は第3項の規定により掲示した料金を超えて料金を收受する行為

(2) 旅行業務に関し取引をする者に対し、その取引に関する重要な事項について、故意に事実を告げず又は不実のことを告げる行為

2 旅行者は、旅行業務に関し取引をした者に対し、その取引によって生じた債務の履行を不当に遅延する行為をしてはならない。

3 旅行者又はその代理人、使用人その他の従業者は、その取り扱う旅行業務に関連して次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 旅行者に対し、旅行地において施行されている法令に違反する行為を行うことをあつ旋し、又はその行為を行うことに関し便宜を供与すること。（以下略）

⑱ 小中学校児童生徒健康増進特別事業費等補助金（自然教室推進事業）交付要綱について（通知）

昭和59年5月14日 文初中第138号

各都道府県教育委員会教育長 各都道府県知事あて
文部省初等中等教育局長通知

文部省では、昭和59年度から小・中学校の児童生徒の心身ともに調和のとれた健全な育成を図るため、自然教室推進事業を実施することとし、このたび、標記の補助金交付要綱を別添のとおり定めましたので通知します。

つきましては、下記の事項に御留意の上事務処理に遺漏のないようお取り計らい願います。また貴管下の市町村又は学校法人に対しても周知方願います。

記

1 原則として都会地における小学校の高学年並びに中学校の第1学年及び第2学年の児童生徒のうち、各学校ごとに1学年程度を対象とする。

2 期間は原則として1週間（5泊6日）程度とする。なお、本年度においては、4泊5日又は3泊4日の場合も対象となりうるものとする。

3 利用施設は、国公立の青年の家、少年自然の家その

第3章 修学旅行の実際と資料

他地方公共団体が所管する施設等とする。

4 補助対象となる経費の範囲は、次のとおりとする。

(1) 技術指導謝金

現地で専門学識者、技術者による講義、技術等の指導を委嘱する場合の講師等に対する謝金とする。

(2) 指導補助員謝金

教員を助けて児童生徒の引率や指導を行う指導補助員を委嘱する場合の指導補助員に対する謝金とする。

(3) 交通費

児童生徒が学校から自然教室の場となる施設等への移動及び帰校に要する交通費（バス借上代を含む）とする。

(4) 施設使用料

自然教室に利用する施設・設備等の使用料とする。
なお、食事代、見学料等は含まれない。

(5) 消耗品費

自然教室の実施に必要な消耗品の購入に要する経費とする。

(6) 要保護・準要保護児童生徒にかかる食事代等に要する経費

要保護・準要保護児童生徒にかかる食事代、見学料、教材費などの負担に要する経費とする。

● 自然教室推進事業について

（中学校教育課

昭和59年度予算案 417,000千円

趣 旨

自然教室推進事業は、児童生徒が豊かな自然環境の中での集団宿泊生活を通じて人間的触れ合いを深めるとともに自然との触れ合い、地域社会への理解を深める学校教育活動を推進する事業に対し補助を行い、もって、児童生徒の心身ともに調和のとれた健全な育成を図る。

内 容

(1) 補助金の名称

小中学校児童生徒健康増進特別事業費等補助金（自然教室推進事業）

(2) 補助事業者

地方公共団体又は学校法人

(3) 補助対象事業

公立又は私立の小・中学校の児童生徒を豊かな自然環境に移動させ、一定期間規律ある集団宿泊生活を通じて学校教育活動を行う事業とする。ただし学校の年間教育計画に位置付け、教科などの授業を含むものとする。

(4) 補助対象経費

①技術指導謝金 ②指導補助員謝金 ③交通費（バ

ス借上料） ④施設使用料 ⑤消耗品費 ⑥要保護・準要保護児童生徒にかかる食事代等に要する経費

(5) 補助金の額等

補助事業者ごとの実施学校数に1,250千円を乗じて得た額の3分の1の額を限度として、補助対象経費の3分の1以内の額。

なお、1市町村又は1学校法人当たりの補助金額は、原則として1,000千円（補助事業者が都道府県の場合にあっては、1都道府県当たり10,000千円）未滿とならないようにすること。

実施上の留意事項

(1) 原則として都会地における小学校の高学年及び中学校の1、2学年の児童・生徒のうち、各学校ごとに1箇学年程度を対象とする。

(2) 期間は、原則として1週間（5泊6日）程度とする。なお、昭和59年においては、4泊5日、3泊4日も対象となりうるものとする。

(3) 利用施設は国公立の青年の家、少年自然の家その他地方公共団体が所管する施設等とする。

今後の予定

(1) 補助金の交付要綱は、昭和59年度の予算成立後定める。

(2) 昭和59年度事業については、別途各都道府県に事業計画の取りまとめを依頼する予定である。

（備 考）

各都道府県教育委員会は、市町村の実施する自然教室推進事業に対し、事業の円滑な実施について指導助言を行うとともに、必要に応じ補助金等による助成措置を講ずることが望ましい。

● 自然教室のねらいと教育活動例等

(1) 自然教室のねらい

ア 規律ある集団生活を通じ、人間的な触れ合いを深め、信頼関係を確立する。

ア) 教師と子供達との人間的な触れ合いを深める。

学校や家庭を離れて、教師と児童生徒が寝食を共にし、規律ある集団生活をする中で人間関係を深め、教師の児童生徒に対する深い理解や児童生徒の教師に対する信頼、尊敬、感謝の念を育てる。

イ) 子供どうしの友情を深める。

児童生徒が共同して生活をし、協力して様々な活動を行う中で、親切、助け合い、信頼の心を育て、友情の尊さを理解させる。

ウ) 基本的な生活習慣を身につけさせる。

規律ある集団宿泊生活の中で日常生活におけるあいさつを正しく行うこと、身の回りのものを整理整頓とんすること、時間や物などを大切にすること

と、きまりを守ること、公共物を大切にすることなどの基本的な生活習慣を育成する。

(エ) 自律的に生活する態度を身につけ、自立心を育てる。

親への依存を離れ自分のことは自分でする態度や習慣を身につけ、自立心をもってたくましく生きる態度を育てる。

イ 自然との触れ合いや地域社会への理解を通じ、通常の学校生活では得がたい体験を与える。

(ア) 自然との触れ合いを深める。

自然の中で、日常の生活の中では見られない生物を探したり、天体を観察したりする活動などを通じて、動物や植物に親しむ心を育て、自然を愛護し、また、自然と人間とのかかわり合いについて考えさせたり、自然のもつ大きな力に対して感ずる心を育てる。

(イ) 地域社会の生活や文化に対する理解を深めさせる。

地域の地理、産業、人々の生活などを調べさせたり、伝統、文化に触れさせたりなどして、地域社会の生活や文化に親しませる。

(ウ) 勤労の尊さを体験させる。

集団生活の中で分担した仕事を成し遂げること、公共の場所の清掃など各種の奉仕活動や農作業、植林等の勤労体験を行うことにより、勤労の尊さを理解させるとともに、社会の一員としての自覚を育てる。

(エ) たくましい心と体を育てる。

自然の中で各種のスポーツ活動を行うことにより、協力する心、困難に耐え最後までやり通す心やたくましい身体を育てる。

ウ 自然の中で、野外活動等を通じ、健康の増進を図る。

恵まれた自然環境の中で、様々な野外活動等を行うことにより、児童生徒の心身の健康の増進を図る。特に大気汚染地域等における児童生徒の健康の増進について配慮する。

(2) 自然教室における教育活動の事例

● 校長訓話、オリエンテーション等

開校式、対面式、オリエンテーション
校長訓話

自然と人間、自由と規律、生命の尊さ、美を感ずる心、自分を見つめることなどについて教師の指導による話合い

規則正しい生活、集団生活のきまり、男女の協力、働く喜び、私の理想、私の立場・親の立場などについて

● 規律ある集団生活を通じ、責任感、社会性、基本的な生活習慣を育成する。

規律や時間の遵守、あいさつの励行
役割分担の遂行、整理整頓

● 地域の自然についての理解を深める

植物や動物の野外観察を行う
星や月の観察を行う
気象観測を行う
地層、岩石、段丘等の観察を行う
発電所、自然博物館などを訪問する

● 地域の生活、文化、産業についての理解を深める
地元の伝統産業、農場、工場、年中行事、史跡、文化財などについて学習し、見学する

地域の博物館などを訪問する
地域の地図や地形図を作る
地域の人々の衣・食・住の生活などを調べる

● 体づくり、レクリエーションを行う

山登り、オリエンテーリング、ハイキング、ジョギング、クロスカントリー、スキー、スケート、水泳、ボート
ソフトボール大会などのスポーツ大会
リズム体操、フォークダンス
飯ごう炊さん などを行う

● 言語活動を豊かにする

家族や友人に手紙を書く
俳句、詩をつくる
読書、読書感想文を書く、読書感想文を発表する

● 創作活動を通じて豊かな情操を養う

トーマスポール、丸太小屋などの共同製作を行う
伝統玩具や民具を製作する
スケッチ、写生をする

● 勤労体験学習や奉仕活動を行う

清掃活動を行う
農作業、草取り、下草刈り、花壇づくり、植林などを行う
老人ホームを訪問する

● 野外コーラス、緑陰コンサートを行う

● 自然環境と健康との関連について理解させる

清流の河辺、自然林の散策等を通じ、自然環境と健康のかかわりあいを学ぶ

● 反省会、閉校式

(3) 留意点

● 年間教育計画の中に位置づけ、事前準備、事後指導を効果的に行う

● 地元の有識者（教員、郷土史家等）の講義、説明などをできるだけ取り入れる

● 地元の学校との交流をできるだけ図る